

## 東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業(再募集)資料等修正内容

変更日 (公表日)	書類名	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成28年11月24日	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業質問回答(再募集)	No.43	現状の堤防高や堤防整備計画、公園整備基本方針の資料を提供します。 ご入用のかたはご連絡をいただければ、12月22日までの間で日時を調整のうえお渡しいたします。	現状の堤防高の資料を提供します。 ご入用のかたはご連絡をいただければ、12月22日までの間で日時を調整のうえお渡しいたします。
平成28年12月16日	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業参加表明及び応募書類に関する様式集	様式3-5	3: 駐輪場が複合施設の場合は、駐輪場を含む施設の建築面積を駐輪場の専有面積割合で按分した面積を貸付面積として計算すること。	3: 駐輪場が複合施設の場合は、駐輪場を含む施設の敷地面積を駐輪場の専有面積割合で按分した面積を貸付面積として計算すること。
平成28年12月16日	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業参加表明及び応募書類に関する様式集	様式3-6	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業に係る代表企業が負担する保証金について、下記のとおり提案します。	東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業に係る代表企業以外の構成企業が負担する保証金について、下記のとおり提案します。
			事業用地の貸付料の1年分	事業用地(駐輪場)の貸付料の1年分
			3: 駐輪場が複合施設の場合は、駐輪場を含む施設の建築面積を駐輪場の専有面積割合で按分した面積を貸付面積として計算すること。	3: 駐輪場が複合施設の場合は、駐輪場を含む施設の敷地面積を駐輪場の専有面積割合で按分した面積を貸付面積として計算すること。

## 東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業(再募集)資料等修正内容

変更日 (公表日)	書類名	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第2-4	定期借地権設定契約は2契約までとします。	市が定期借地権設定契約を結ぶものは2者までとします。
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第2-4	民間所有地(予定):借地期間は、借地の開始日(事業用定期借地権設定契約の締結日とします。)から、平成59年1月30日までとし、施設の除去期間を含みます。	民間所有地(予定):借地期間は、借地の開始日(事業用定期借地権設定契約の締結日とします。)から、平成59年1月29日までとし、施設の除去期間を含みます。
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第2-6-(3)-イ	イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途	イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第2-6-(3)-エ	(追加)	騒音、振動、塵埃、悪臭又は電磁波を発生させ、危険物等を使用し、視覚的不快感を与える等の周囲に迷惑を及ぼす用途
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第2-6-(3)-キ	貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業	貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条第1項に規定する営業所又は事務所を設置する用途

## 東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業(再募集)資料等修正内容

変更日 (公表日)	書類名	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第4-1-(2)-カ	カ 協力企業とは、事業用定期借地権設定契約締結以降、構成企業から定期借地権の転貸を受ける者としてします。	カ 協力企業とは、 <u>原則として</u> 事業用定期借地権設定契約締結以降、構成企業 <u>又はSPC</u> から定期借地権の転貸、 <u>譲渡、信託</u> を受ける者としてします。 <u>ただし、借地権を有するもの以外のものが実質的な施設の運営又は管理の権限を有する場合は、それらのものも協力企業としてします。</u>
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第4-1-(2)-カ	応募者は、以下のいずれかの構成により本事業に応募するものとしてします。 【SPCを組成しない場合】 ・単独の構成企業 ・複数の構成企業による事業者グループ ・単独の構成企業及び単独または複数の協力企業による事業者グループ ・複数の構成企業及び単独または複数の協力企業による事業者グループ  【SPCを組成する場合】 ・SPCの組成を前提とする単独の構成企業・ ・SPCの組成を前提とする構成企業による事業者グループ ・SPCの組成を前提とする構成企業及び単独または複数の協力企業による事業者グループ	(削除)
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第4-1-(3)-イ	イ 単独または複数の構成企業または協力企業が、SPCを組成する場合は、SPCが全ての施設(本事業において明代橋公園に設置するもの以外)を所有するものとしてします。	(削除)

## 東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業(再募集)資料等修正内容

変更日 (公表日)	書類名	項目	変更前の記載	変更後の記載
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第7-2	事業実施協定は優先交渉権者となった事業者 (複数法人による応募者の場合は代表企業 <del>及</del> <del>び</del> 構成企業との連名)と締結します。	事業実施協定は優先交渉権者となった事業者 (複数法人による応募者の場合は代表企業 <del>、</del> 構 成企業 <del>及び協力企業</del> との連名)と締結します。
平成28年12月20日	東岡崎駅周辺地区整備 北東街区有効活用事業 募集要項(再募集)	第7-2	定期借地権設定契約は、 <del>2契約</del> までとし、 <del>民間</del> <del>所有地(予定)を含む敷地の定期借地権設定契</del> <del>約と市所有地のみ</del> の定期借地権設定契約とし ます。	市が定期借地権設定契約 <del>を結ぶもの</del> は、 <del>2者</del> ま でとします。
平成28年12月20日	別紙1	利便性	管理人 <del>室</del> への通話装置	管理人への通話装置
平成28年12月20日	別紙4-1		(追加)	
平成28年12月20日	提供資料一覧	12	(追加)	乙川現況データ(12/20追加)